

送検事例：スレート踏み抜きによる墜落災害

大垣労働基準監督署

大垣労働基準監督署は、1月18日、スレート葺き屋根の上で作業を行うにあたり、踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じることなく作業を行わせた建設業者を労働安全衛生法違反の疑いで、岐阜地方検察庁大垣支部に書類送検しました。

1 被疑者

- (1) 株式会社 F 工務店
事業の内容：建設業
- (2) 代表取締役 A (男・59歳)
- (3) 現場責任者 B (男・56歳)

2 罪名・違反条文

労働安全衛生法第21条第2項
(事業者の講ずべき措置等)
労働安全衛生規則第524条
(スレート等の屋根上の危険の防止)
同法第119条 (罰則)
同法第122条 (両罰規定)



3 事件の概要

平成29年10月12日、岐阜県大垣市赤坂地内の工場の屋根改修工事現場において、1次下請の代表者 T が、スレート葺き屋根の上で屋根材を葺く作業を行っていたところ、スレートを踏み抜いて高さ約13メートルの箇所から地上に墜落し脳挫傷等の重傷を負った。

これを端緒として、捜査したところ、同現場の元請会社株式会社 F 工務店に以下の法違反が認められたことから、株式会社 F 工務店、代表取締役 A 及び現場責任者 B の3名を書類送検したものである。

被疑者 A 及び B は、平成29年10月12日、岐阜県大垣市赤坂地内の工場の屋根改修工事現場において、元請会社の労働者 C らに高さ約10メートルから13メートルのスレートで葺かれた屋根上で屋根材を葺く作業を行わせるにあたり、踏み抜きによる墜落の危険があったのに、同屋根に歩み板を設け、防網を張る等の踏抜きによる墜落防止措置を講じなかった。

4 請負関係

- (1) 発注者 株 X
- (2) 元請負人 株 F 工務店
- (3) 1次下請 有 T 板金
- (4) 2次下請 N 板金、H 板金

5 災害発生原因

- (1) スレート葺き屋根上での作業を行うに際し、歩み板(幅30センチメートル以上)を設け、防網(安全ネット)を張る等の踏み抜きによる墜落災害を防止するための措置を講じなければならなかったが、必要な措置を講じていなかったこと。(安衛法第21条・安衛則第524条)
- (2) 安全な作業を遂行するための安全な作業計画がなかったこと。

5 災害防止対策

- (1) スレート葺き屋根上での作業を行うに際し、歩み板（幅 30 センチメートル以上）を設け、防網（安全ネット）を張る等の踏み抜き災害を防止するための措置を講じること。
- (2) 安全な作業の実施安全な作業を遂行するための安全な作業計画を樹立し、作業計画に沿った安全な作業を行うこと。

6 監督官のコメント

(1) 間接原因

本件労働災害の直接の原因は、労働安全衛生規則第 5 2 4 条（スレート等の屋根上の危険の防止）の措置が講じられていなかったことです。実際には、以下のとおり義務付けられた事項が数多くあり、これらの事項についても問題が認められました。

- 建設業においては、数次にわたる請負契約によって、同一の場所にいくつかの請負人が入り組んで作業を行うことが多く、この場合に同じ場所で作業する請負人相互間で作業に関する連絡調整が不十分であった等の原因で労働災害が発生していることから、元方事業者に対し、協議組織の設置運営、作業間の連絡調整等、混在作業による危険を防止するための措置を義務付けている。また、混在作業の危険を回避するため、工事の施工に使用する機械・設備等の配置を適切に定め、工程に関する計画の作成、建設機械等を用いる作業に関して関係請負人が講ずべき措置に係る指導なども義務付けられている。
- 建設業では、仕事が数次の請負契約によって行われていることから、一つの建設物等について順次次の請負人の労働者がこれを使用することがあることから、注文者のうち最も先次の注文者（多くの場合、“元方事業者”が該当。）に、建設物等や建設機械等の安全確保措置を義務付けている。
- 請負人（下請）に対し、違法な指示を行うことも禁止されている。もちろん、請負人（下請）についても法令や元方事業者の指示を遵守しなければならない。

(2) ハインリッヒの法則

- ハインリッヒの法則では、“1 つの重大事故の背後には 29 の軽微な事故があり、その背景には 300 の異常が存在する。”とされています。
- 労働安全衛生規則第 5 2 4 条（スレート等の屋根上の危険の防止）により義務付けられた措置が講じられていない場合に、必ず重大な事故が起きているわけではありません。
しかし、“不安全行動”と“不安全状態”があつて、事故が起きなかったとしても、そこには重大な事故を起こす“受容できないリスク”が存在します。
- 「危険な成功体験」や「安全神話」によらず、
“**不安全行動**”と“**不安全状態**”をなくせば、必ず事故も災害もなくすることができる。
を教訓に危険防止の対策を講じていただきたい。

(3) 初代ドイツ帝国宰相：オットー・フォン・ビスマルクの言葉に、

愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ。

があります。「愚者は経験に学ぶ」というのは、自分でやってみて「はじめて納得する」ということです。労働災害について申し上げれば、“**多くの労働災害は、同様の事例が過去に発生しています。災害事例を研究し、又は、リスクアセスメントを実施することによって、ノーコストで「失敗から学ぶ」というプロセスを踏むことができます。**”

事故が起きて痛い思いをしてやっと“こうしておけば良かった。”と気付くのは愚かなことです。

【参考法令条文】

労働安全衛生法

第 2 1 条(事業者の講ずべき措置等)

- 1 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第524条(スレート等の屋根上の危険の防止)

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。